		及び北緯33度00分29秒東経130度41分37秒の地点と北緯33度01分06秒東経130度42分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
41	(1)　熊本県山鹿市鹿央町大字米野字茶臼山1216　(311.20) (2)　熊本県玉名郡南関町長山字山ノ元1413―２　(207.00)	北緯32度58分38秒東経130度39分44秒の地点と北緯32度59分42秒東経130度36分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯32度59分52秒東経130度36分03秒の地点と北緯33度01分30秒東経130度31分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
42	(1)　熊本県山鹿市鹿央町大字米野字茶臼山1216　(304.80) (2)　熊本県玉名郡和水町大字日平字北迫542―３　(204.10)	北緯32度58分37秒東経130度39分43秒の地点と北緯32度57分42秒東経130度36分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
43	(1)　長崎県長崎市磯道町456　(123.00) (2)　長崎県長崎市為石町字堺3989　(162.00)	北緯32度41分45秒東経129度51分07秒の地点と北緯32度40分50秒東経129度50分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯32度40分46秒東経129度50分41秒の地点と北緯32度38分34秒東経129度49分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

1	(1)　東京都港区台場２―４―８　(119.50) (2)　東京都墨田区押上１―１―２　(429.50)	北緯35度37分39秒東経139度46分29秒の地点と北緯35度42分36秒東経139度48分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　大阪府東大阪市山手町2029―５　(632.41) (2)　大阪府大阪市中央区大手前４―１―20　(157.03)	北緯34度40分33秒東経135度40分28秒の地点と北緯34度40分58秒東経135度31分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　大阪府大阪市中央区大手前４―１―20　(157.14) (2)　大阪府東大阪市山手町2029―５　(632.43)	北緯34度40分57秒東経135度31分17秒の地点と北緯34度40分33秒東経135度40分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　大阪府大阪市中央区大手前４―１―20　(151.87) (2)　兵庫県神戸市灘区摩耶山町２―７　(724.50)	北緯34度40分58秒東経135度31分11秒の地点と北緯34度43分59秒東経135度12分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　滋賀県大津市打出浜３―30　(132.70) (2)　滋賀県大津市錦織町平尾487　(351.40)	北緯35度00分20秒東経135度52分33秒の地点と北緯35度02分00秒東経135度50分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　滋賀県大津市打出浜３―30　(128.25) (2)　滋賀県大津市錦織町平尾487　(353.75)	北緯35度00分21秒東経135度52分31秒の地点と北緯35度02分00秒東経135度50分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　奈良県奈良市鍋屋町27　(129.20) (2)　奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺4360―５　(324.45)	北緯34度41分10秒東経135度49分47秒の地点と北緯34度38分16秒東経135度43分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　奈良県奈良市鍋屋町27　(132.80) (2)　奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺4360―５　(324.70)	北緯34度41分13秒東経135度49分52秒の地点と北緯34度38分16秒東経135度43分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　和歌山県田辺市龍神村龍神字五百原918―54　(1390.50) (2)　和歌山県和歌山市吹上２―３―47　(57.60)	北緯34度11分54秒東経135度13分42秒の地点と北緯34度13分19秒東経135度10分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　和歌山県和歌山市吹上２―３―47　(57.60) (2)　和歌山県和歌山市木ノ本字女谷1796　(197.60)	北緯34度13分20秒東経135度10分10秒の地点と北緯34度16分27秒東経135度07分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　大阪府大阪市北区茶屋町17―１　(68.00) (2)　奈良県生駒市鬼取町662―１　(666.00)	北緯34度42分31秒東経135度30分01秒の地点と北緯34度42分03秒東経135度32分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　高知県高知市本町３丁目２番15号　(55.30) (2)　高知県高知市春野町内ノ谷字米山2179番地ロ　(375.10)	北緯33度33分20秒東経133度32分13秒の地点と北緯33度31分32秒東経133度30分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　長崎県長崎市西坂町１―１　(53.50) (2)　長崎県長崎市星取町831―２　(284.00)	北緯32度45分14秒東経129度52分15秒の地点と北緯32度43分18秒東経129度53分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

1	(1)　東京都千代田区大手町１丁目３番５号　(90.50) (2)　東京都西東京市芝久保町５丁目８番２号　(187.50)	北緯35度41分20秒東経139度45分42秒の地点と北緯35度44分06秒東経139度31分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　東京都千代田区大手町１丁目３番５号　(87.50) (2)　東京都新宿区西新宿２丁目８番１号　(266.50)	北緯35度41分20秒東経139度45分42秒の地点と北緯35度41分23秒東経139度41分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

1	(1)　北海道札幌市中央区北３条西３―１　(67.50) (2)　北海道夕張市丁未18―１　(739.50)	北緯43度03分53秒東経141度21分06秒の地点と北緯43度04分03秒東経141度25分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域